

土木工事施工管理基準及び規格値(案)

土木工事施工管理基準及び規格値（案）

目 次

土木工事施工管理基準

1. 目 的.....	2
2. 適 用.....	2
3. 構 成.....	2
4. 管理の実施.....	2
5. 管理項目及び方法.....	2
6. 規 格 値.....	3
7. そ の 他.....	3

土木工事施工管理基準運用方針（案）

1. 適 用 範 囲.....	4
2. 出来形管理.....	4
3. 品 質 管 理.....	4
4. 写 真 管 理.....	4
別添－1 出来形関係図書の作成要領（案）.....	5
別添－2 品質管理関係図書の作成要領（案）.....	6
別添－3 写 真 管 理.....	7

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、土木工事共通仕様書(案) [H26. 4]、第1編1-1-23「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

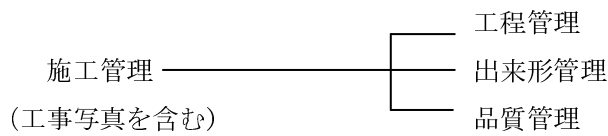
1. 目的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この管理基準は、奈良県県土マネジメント部が発注する土木工事について適用する。
ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 構成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。但し、応急工事又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表又は出来形図を作成し管理するものとする。

(3)品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

6.規 格 値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

なお、各法令等の規準で定められた規準のあるものについては、その値を満足すること。

7.そ の 他

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準（案）により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

土木工事施工管理基準運用方針(案)

1. 適用範囲

この施工管理基準通用方針(案)は、土木工事施工管理基準及び規格値(案)に基づき実施する土木請負工事に適用する。

2. 出来形管理

(1) 出来形管理は、出来形の検測が基礎であり、測定にあたっては正確に行わなければならない。施工完了後、明視できない部分については写真管理と併用して入念に測定して記録しておかなければならない。

測定は、測定基準に示されている測定箇所とその頻度により検測を実施するものとする。

(2) 出来形管理のまとめ方は、別添-1に示された出来形関係図書の作成要領(案)によるものとする。

3. 品質管理

品質管理のまとめ方は別添-2に示された品質管理関係図書の作成要領(案)によるものとする。

4. 写真管理

別添-3に示された撮影方法により、出来形確認及び工事の状況を撮影するものとする。

出来形関係図書の作成要領(案)

出来形管理の考え方

出来形関係図書は工事の進行に伴って順次、実測→記録→整理されるものであるから、工事着手前に出来形を管理する工種、内容、測定時期等を定めて手順よく実施しなければならない。特に施工完了後、明視できない箇所（埋戻または水没する箇所等）は実測もれのないよう慎重に実施しなければならない。

1. 一般

- 1) 出来形関係図書に掲示される諸寸法、数値は現地を正確に実測したものでなければならない。
- 2) 出来形関係図書とは、出来形図及び出来形成果表をいう。
- 3) 出来形関係図書は、特に指示のない限り工事検査官用として提出する必要はない。

2. 作成方法

- 1) 出来形関係図書は、土木工事施工管理基準及び規格値に示す各工種毎の手順によって作成する。なお、特殊な工種についてはこれ等に準じて作成する。
- 2) 出来形図、出来形成果表に記入する実測寸法は特に明示されない限り出来形管理基準及び規格値に示す実測単位まで正確に実測したものでなければならない。
- 3) 簡易な工種については出来形図の中に出来形成果表および数量計算を併記してもよい。

3. 出来形（出来高）数量計算

- 1) 出来形が設計寸法に対して規格値を満足していれば出来形（出来高）数量計算は設計寸法で行うものとする。

品質管理関係図書の作成要領(案)

品質管理の考え方

品質管理関係図書は工事監督ならびに施工者の工事施工管理上必要な資料であって、施工途時に行う品質試験はその都度整理をし、考察を行いそれ等のデーターや計算結果は次の品質管理に利用されるものであり、工事検査受検のための品質管理ではない。

工事検査時には日々の管理状態を把握し、品質管理結果を知るため、資料の提示を求めているのに過ぎないのである。品質管理を行う以上は、工事の途中において生じた品質上の問題点について適切な処置を講じ、それらが記録されていなければならない。

1. 一般

1) 品質管理関係図書とは次の図書をいう。

① 試験データー資料

各種の試験および測定された資料

② 工程能力図 (折線グラフ)

時間的、位置的な品質の変動が目で確認できるもの

③ ヒストグラム (柱状図)

品質の分布状態が全体的に把握出来るもの

④ 管理図 (データーシートを含む)

工事施工中において統計的手法により品質管理を行ったもの

2) 品質管理は資料数 (試験回数) 等により原則として下記の区分で実施する。

一般の場合

A 5点以下 ①

B 6点～20点以下 ①②

C 21点以上 ①②③又は④ (④はダムコンクリートの場合のみ)

写 真 管 理

1. 撮影方法

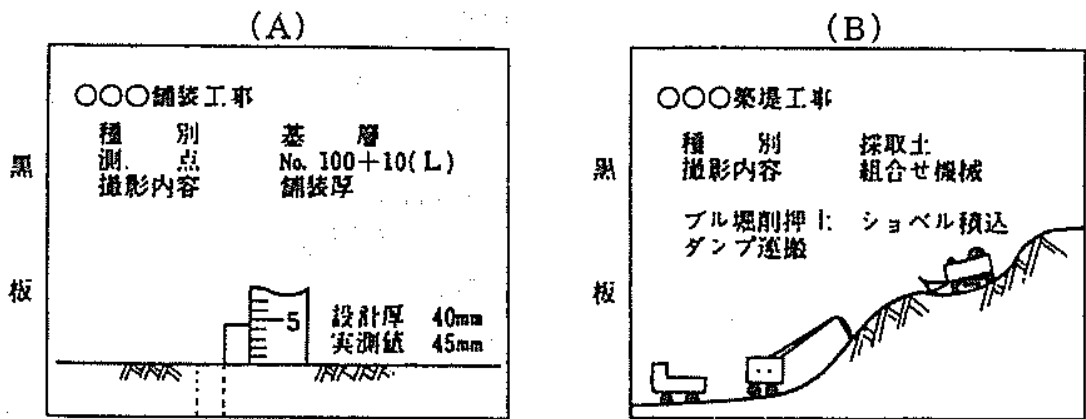
1) 出来形確認写真

- a) 撮影箇所は原則として出来形計測する測点において撮影する。
- b) 目的物の種類、測点、寸法の判定が出来るように工夫する。特に寸法については設計値と実測値が対比できるように撮影すること。但し、配筋等複雑なものはこの眼りでない。(A)

2) 工事状況写真

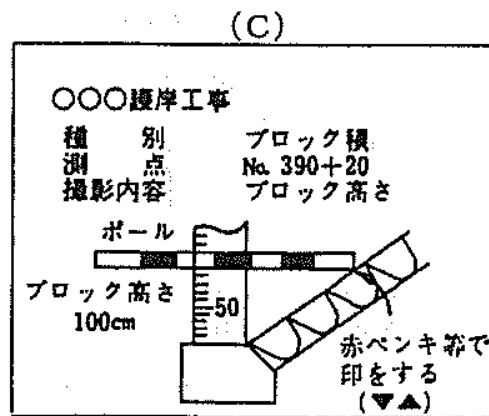
- a) 施工中の状況、機械の組合せ等が把握出来るように撮影する。(B)

(記入例)



- b) 護岸等が地中又は水中に埋没し完成後計測出来ない箇所は法長等の測量点を赤ペンキなどで印する。(C)

(記入例)



※ 印の位置は出来るだけ1.0mとか2.0mのように整数値とする。